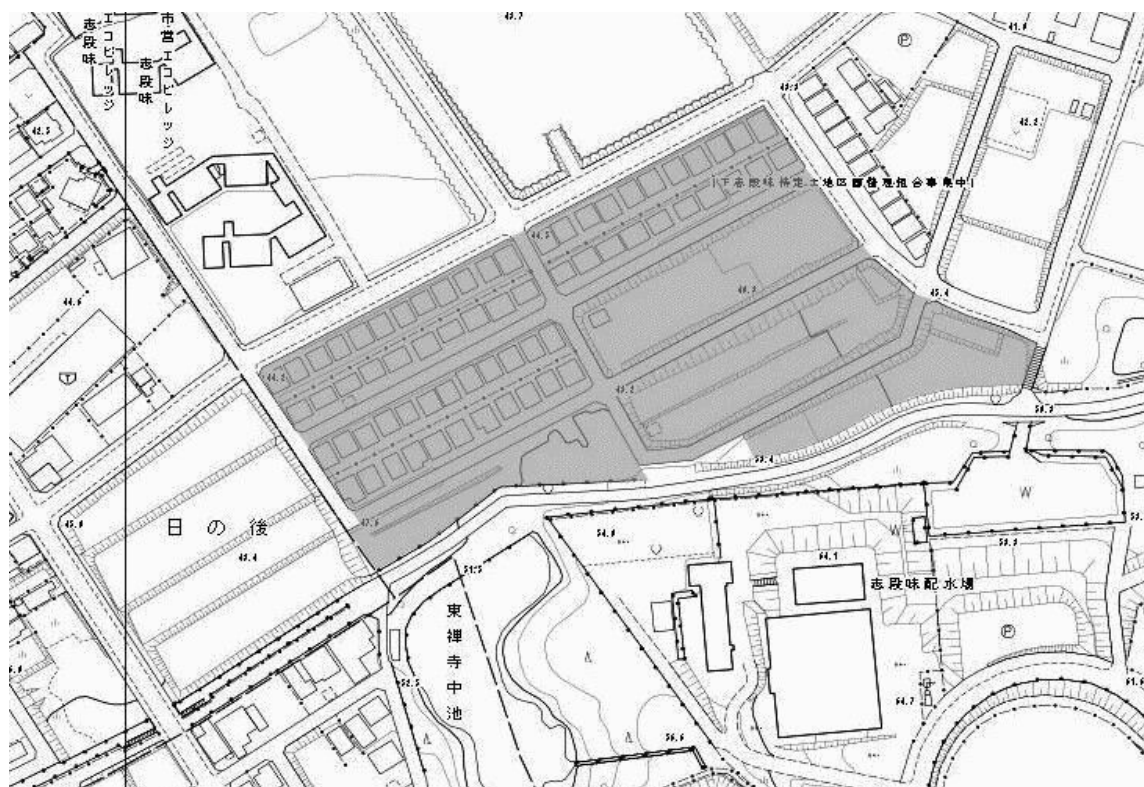


シティハイツ志段味まちづくり

【協定地区の範囲(網掛け部)】



【所在地】 守山区日の後、大字下志段味字生下り

【最初の認可】 平成20年1月28日 【最近の認可年月日】 平成20年1月28日 【認可番号】 19指令住建指第12-5号

【有効期間】 平成30年3月17日 より 10 年間

【用途地域】 第一種住居地域

【制限の概要】

- 1 建築物の用途は、次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
 - ①一戸建専用住宅
 - ②共同住宅、寄宿舍、下宿
 - ③兼用住宅(一戸建住宅で床面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ事務所、日用品販売店舗などの用途に供する部分の床面積50平方メートル以下のもの。)
 - ④老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの。
 - ⑤診療所
 - ⑥巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物。
 - ⑦前各号の建築物に附属する物置または自家用車庫。
- 2 建築面積の敷地面積に対する割合は10分の5を超えてはならない。また、延べ面積の敷地面積に対する割合は10分の15を超えてはならない。
- 3 建築物の高さは12メートル以下とする。
- 4 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面及び出窓から、道路境界線までの距離は1.0メートル以上、隣地又はフットパス境界線までの距離は0.5メートル以上とする。
- 5 建築物の形態、意匠は健全な住宅地にふさわしいものとする。
- 6 敷地内の空地は、周辺の環境との調和を図るよう緑化に努めなければならない。
- 7 垣根又は柵は、生垣或いは透視可能なフェンス等の場合高さ1.2メートル以下、透視できないブロック塀等の場合高さ0.6メートル以下、門柱・門塀については高さ1.7メートル以下、幅2メートル以下とする。
- 8 敷地内に、居住環境に悪影響を及ぼす広告塔、広告板、工作物等を設置してはならない。
- 9 敷地の区画分割及び地盤高は変更してはならない。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話 052-972-2918)でご確認ください。